

税のお知らせ

1月の納税等

村県民税／第4期
国民健康保険税／第7期
後期高齢者医療保険料／第7期
介護保険料／第5期
農業集落排水処理施設使用料／第5期
保育料／1月分
納期限／2月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、給与支払報告書や償却資産申告書等の提出は、郵送またはeLTAXによる提出にご協力ください。
令和3年度(令和2年分)給与支払報告書を提出してください
※必ずマイナンバーを記載してください

令和2年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通

知書の送付も遅れますので、期限厳守をお願いします。

●提出期限 2月1日(月)

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の2月1日(月)ですが、事務処理の都合上、1月20日(水)までの提出にご協力をお願いします。

●提出対象者

令和2年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

●提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は令和3年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

●個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、生年月日を記載してください。記載がないと、個人特定が出来ない場合があります。

住宅借入金等特別控除などの特別控除の適用がある場合には、居住年月日、控除可能額、控除区分を正確に記載してください。記載がない場合や誤った記載がされている場合、正しい課税ができません。

ん。

租税条約の適用となる場合は、摘要欄への記載(エルタックスの場合は「条約免除」欄のチェック)と、役場への届出の両方が必要です。どちらか一方でも欠けている場合、租税条約の適用ができませんのでご注意ください。

●役場への届出書類

①租税条約に関する届出書(税務署に提出した書類)の写し(税務署受付印のあるもの)
②在留カードの写し
③パスポートの写し

届出期限は3月15日(月)です。

●総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、役場から送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。普通徴収者がいる場合は、役場から送付された総括表下部の切替理由を記入してください。

適正で迅速な課税作業を行うため、ご協力をお願いいたします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、納入する制度です。

特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。

償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっておりますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

●提出期限

2月1日(月)

●問合せ先

総務部税務課



マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、償却資産申告書の提出の際には、**マイナンバーの記載が必要です。**

●法人の場合

法人番号を記入してください。

(13桁)

●個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

①事業主の個人番号確認書類

②事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードであれば、個人番号確認と本人確認の両方が確認可能です。

●問合せ先

総務部税務課

地方税の手続きは便利なeLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方公共団体

などが共同して運営する「地方税共同機構」が管理運営をしており、無料で利用することが出来ます。

●利用のメリット

- ・自宅やオフィスから簡単に書類の提出が出来るため、郵送コストの削減や窓口に向く手間を省くことが出来ます。
- ・送付のためのデータを無料ソフト「PCdesk」で簡単に作成できます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。

●利用時の注意点

- ・給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。
- ・償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。
- ・法人住民税申告書を提出する場合、管理番号と法人番号を両方入力してください。管理番号がわからない場合は、役場から送付する白紙の申告書に印字されておりますので、ご確認ください。

●利用時間

午前8時30分～午前0時
(土曜・日曜および祝日、12月29日(火)～1月3日(日)を除く)

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用できません。

●問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.tago.jp/>

また、eLTAX利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://www.eltax.custhelp.com/>

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です

確定申告をしたことがある方には、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます(eLTAXにより申告書を送信された方を除く)。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されておりますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告および納税が出来ない場合がありますので、

ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されます。津島税務署または役場玄関に準備しておりますのでそちらをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷することも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、自宅等で「確定申告作成コーナー」から申告書作成し書面により提出された方や次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・税理士会による無料相談会場
- ・市町村役場による相談会場
- ・青色申告会による相談会場

●問合せ先

確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

津島税務署

☎26-2161

(音声案内より2番を選択してください)

確定申告作成コーナーに関する事
eLTAX・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-0115901

青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事
総務部税務課

新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等が所有する償却資産と事業用家屋について、事業収入の減少割合に応じて、令和3年度分の1年間に限り、固定資産税を軽減します。

(1) 対象となる事業者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小企業者等(※)が対象となります。

※中小企業者等とは

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資金を有しない法人のうち従業員数が1000人以下の法人
- ・ 従業員数が1000人以下の個人

ただし、大企業の子会社等(下記)のいずれかの要件に該当する企業は対象外となります。

- ・ 同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株

式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人

- ・ 2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

(2) 対象となる資産

償却資産と事業用家屋

※事業用家屋は事業の用に供している部分のみが適用対象となります。

(3) 軽減される率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

(4) 申告方法

認定経営革新等支援機関等(商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等)の確認を受けた申告書と、同機関に提出した書類と同じもの(写し可)を提出してください。

● 提出書類

- 1 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
- 2 収入減を証する書類(会計簿や青色申告決算書の写し等)
- 3 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書等)

※場合によって提出が必要となる書類

- ・ 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

● 申告期限

2月1日(月)

※提出期限後の提出は原則特例を適用しません。

● 問合せ先

総務部税務課



コロナ対策

R2 年分 確定申告会場は津島市文化会館です!

安全確保のため混雑(=3密)解消に向けた取組を実施予定。
⇒ 毎日の申告相談に係る対応人数にも限界が発生します。



感染防止(安全確保)のため自宅等からの申告にご協力をお願いします。

e-Tax がより簡単・便利に!

★マイナンバーカードで自宅等から送信!
又は
★最寄りの税務署でID・PWを取得して自宅等から送信!

津島税務署からのお知らせ



津島税務署からのお知らせ

令和2年分所得税確定申告について

1 自宅等からのe-Taxのお願い

令和2年分の確定申告では、感染症対策の観点から、マイナンバーカードを利用したり、税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅等から納税者ご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで提出していただくようお願いします。

なお、e-Taxは、簡単・便利になっています。マイナンバーカード発行の手続きは市町村で、ID・パスワードの発行手続きは税務署の窓口で行うことができます。

ID・パスワードは、運転免許証等による本人確認を行ったうえで発行しますので、申告されるご本人様が税務署の窓口へお越しください。

2 確定申告会場の運営について

(1) 申告相談体制

1月の電話による事前予約は1月15日(金)をもって終了し、1月18日(月)以降については、津島税務署内の会議室に確定申告会場を設け申告相談をお受けいたします。

なお、会場の混雑緩和のため、同日から会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

「入場整理券」は会場当日配付しますが、オンラインで事前に入手できる仕組みも導入する予定です。詳しくは、今後、国税庁HPや広報誌等でご案内することとしております。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(2) 確定申告会場

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

●**確定申告会場** 津島市文化会館(昨年と異なります。)

●**開設期間** 2月16日(火)～3月15日(月)の平日

※土曜・日曜および祝日は開設していませんが、2月21日(日)・28日(日)に限り開設します。

●**開設時間** 午前9時～午後5時(感染症対策を講じるため、受付を早めに終了する場合があります。)

●**注意事項** 確定申告会場では、次の新型コロナウイルス感染症対策を講じます。

- ・入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- ・ご来場の際はマスクを着用していただき、入口等で手指アルコール消毒液をご利用いただくようお願いします。
- ・ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

●**問合せ先** 津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。